

安心おかえりカルテ について

長野市 介護保険課

1 このカルテを作成する目的

認知症とは、様々な原因から脳の働きが衰えることによって、生活に支障が出てくる状態です。認知症には、記憶障害（体験の全体を忘れてしまう）、見当識障害（人、場所、時間を正しく認識できなくなる）などの症状があり、その症状が出現することで自分の居場所が分からなくなってしまうことがあるのです。

警察に保護された認知症の方の状態※1は、認知症が重症の状態ではなく、まだ生活にそれほど支障が出ていない状態で、行方不明になってしまう方が多くを占めていました。認知症が軽症の段階では、車を使用するなどの移動手段をとることが出来るので、短時間に遠くまで行ってしまうことがあるのです。

- ① 認知症の人(または、認知症を心配している人)の体の状態などを詳しく理解しておくこと
- ② このカルテの作成を通して、相談できる場所や人とつながりを持っておくこと
- ③ 万が一、行方不明になってしまった場合には、このカルテの情報を早く発見するために役立てていただくこと

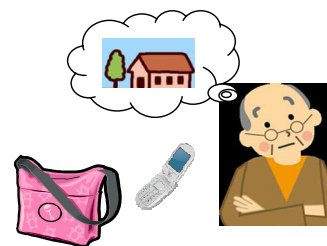
以上の3つを目的として作成するものです。

※1 釧路SOSネットワーク利用者10年間の調査(2003年)結果より

2 日頃の工夫と心がけておきたいこと

ご本人のことを知っている方に早く見つけてもらうことと同時に、知らない方にも早く見つけてもらうことを意識しておくことが必要です。

- ① カルテには、最新の情報を記載しておくことが必要です。記載されている内容に変更があった場合は、書き直したり、書き加えたりしておきましょう。
(作成の支援をした地域包括支援センターにご相談ください。)
- ② **顔写真と全身の写真**を撮って、カルテにつけておきましょう。
- ③ 携帯電話等を所持してもらうことで、本人の居場所がわかることがあります。ご家族は機能を理解したうえで、利用していただくのもよいでしょう。
- ④ **身につけるものや持ち物に名前**を書いておきます。(本人の尊厳と安全を守るために、洋服の内側や下着、かばんの内側などに名前を書いておくことをお勧めします。)
- ⑤ 普段の本人の服装や靴、持ち物など確認しておきましょう。
- ⑥ 別に住むご家族は、近所の方や民生児童委員に普段の様子を聞いておいたり、気にかけていただくよう連絡を取っておきましょう。同居されている方でも、日中は本人が一人になることもありますので、日頃本人が出かける場所や様子などを確認しておきましょう。



3 行方不明になってしまった場合（ご家族へ）

- ① まず、家の周りの程度は探し、親戚や友人など思い当たるところに確認します。発見した場合には、連絡をもらえるようお願いしておきます。
- ② いないときは、速やかに警察に連絡してください。

最寄りの警察署	<u>長野中央警察署 生活安全課</u>	<u>244-0110</u>
	<u>長野南警察署 生活安全課</u>	<u>292-0110</u>

連絡が遅れるほど、行動範囲が広がり発見が難しくなります
何時間も探してからでは、手遅れになってしまいます。
日が落ちると、見つけにくくなります。

※行方不明になった場合は、行方不明時連絡票をみて（できれば記入して）、本人の情報を整理すると、警察等捜索機関に慌てずに情報提供ができます。基本情報もご活用ください。

- ③ 防災無線の利用が出来ます。

防災無線の連絡先 最寄の消防署
(119番へは電話をしないでください)

※無線利用を依頼するときは、警察への連絡と同じように基本情報と行方不明時連絡票の情報が活用できます。

- ④ 以前に行方不明になったことがあれば、前回と同じ方向を探してみます。生まれ育った家や以前住んでいた場所、勤めていた場所などに行く場合もあります。思い当たる場所を探してみます。親戚や友人等にも協力してもらい、どなたかは自宅で待機するか、携帯電話を所持していつでも連絡が取れるようにしておきます。
- ⑤ 警察よりも先に発見した場合は、警察・消防署に連絡してください。



本人を見つけたら

- 本人を見つけて声をかけるときは、びっくりさせないようにやさしく声をかけましょう。（慌てて対応すると、こちらの心情が伝わり動揺させてしまいます。）
- 本人の目的地に行きたい気持ちを受け止め、寄り添いながら安全な場所へと促し、探している仲間に連絡を取ります。
- 脱水気味になっている場合もありますので、お茶など飲み物を飲むことを勧めて、落ち着けるように配慮しましょう。

問い合わせ 長野市役所 介護保険課 中部地域包括支援センター 電話224-7174
地域包括支援センター[] 電話